

共生ビジョン新規連携事業の追加変更について

1. 「成年後見制度の利用促進」に関する追加変更

- ① 令和3年4月から、圏域10市町村のうち、おいらせ町及び小坂町を除く8市町村において、成年後見制度の利用促進に関する取組として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の設置及び関係機関の情報交換等を行う連絡会を開催する。
- ② 令和3年3月に、関係市町村による定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結し、「成年後見制度の利用促進」を定住自立圏の事業として位置付けている。
- ③ これに伴い、共生ビジョンに「成年後見制度の利用促進」に係る取組内容を新たに記載する。

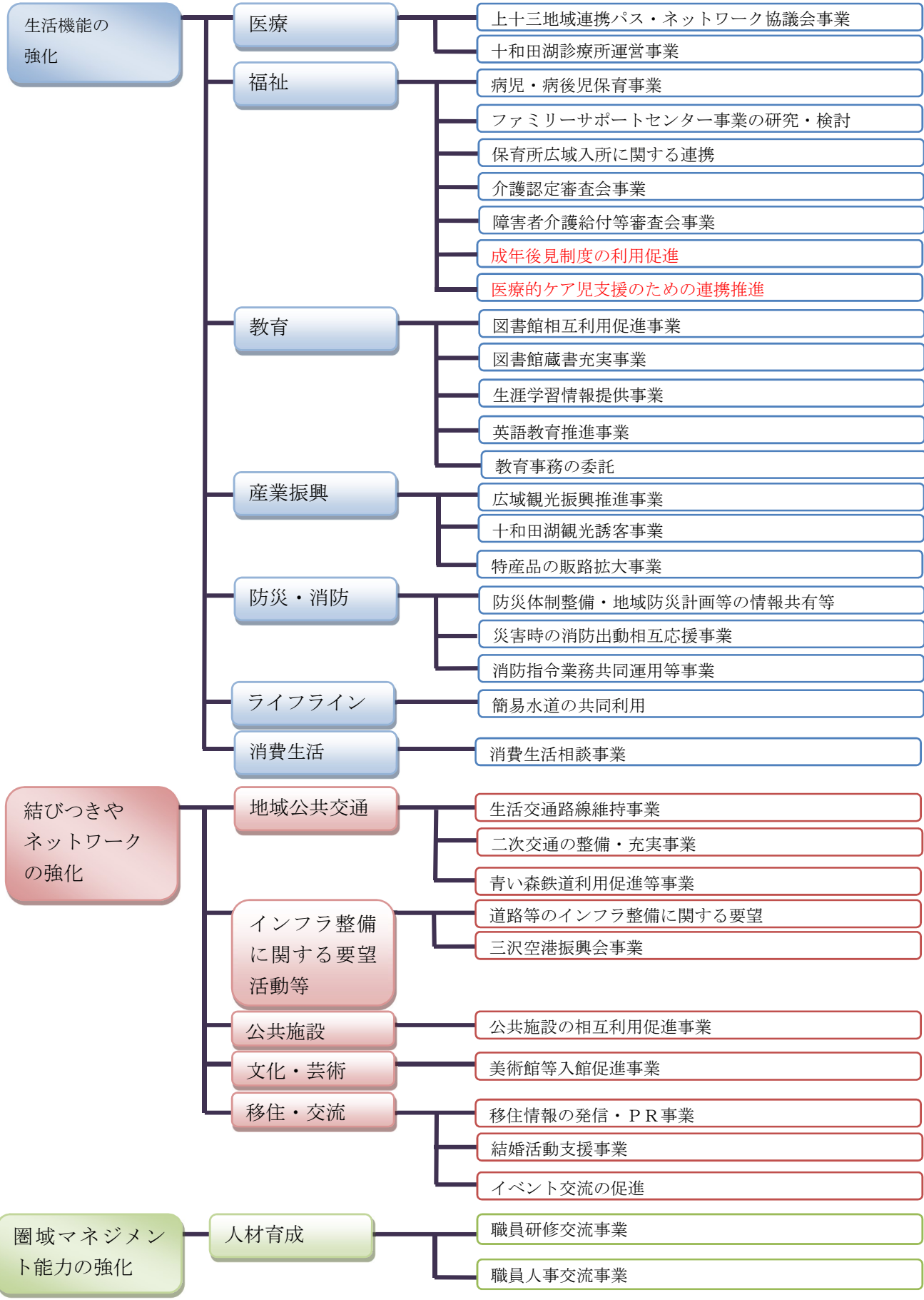
※ 事業概要等は、**資料3-1**のとおり。

2. 「医療的ケア児支援のための連携推進」に関する追加変更

- ① 令和3年4月から、圏域10市町村のうち、おいらせ町及び小坂町を除く8市町村において、医療的ケア児支援のための連携推進に関する取組として、各関連機関の連携を図る協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置等についての検討を行う。
- ② 令和3年3月に、関係市町村による定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結し、「医療的ケア児支援のための連携推進」を定住自立圏の事業として位置付けている。
- ③ これに伴い、共生ビジョンに「医療的ケア児支援のための連携推進」に係る取組内容を新たに記載する。

※ 事業概要等は、**資料3-2**のとおり。

定住自立圏共生ビジョンの体系図（令和2年度追加変更後）



【参考】共生ビジョンの記載内容

(2) 福祉

① 子育て支援の充実

【形成協定】

子育て支援
育て支援サー

- (甲) 甲が対象区
る。
- (乙) 甲が乙の住
行う。

【形成協定】

「定住自立圏構想推進要綱」（平成 20 年総行応第 39 号）により、議会の議決を経て締結した、中心市及び関係市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確認する観点で、連携する具体的事項を記載したもの。

- (甲) 中心市（十和田市、三沢市）の役割
- (乙) 関係市町村の役割

【具体的な事業】

事業名	病児・病後児保育事業						
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村 おいらせ町						
内容	圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、病児・病後児（概ね 10 歳未満の急性期を経過した病中病後の児童）保育事業について、各市町村で実施する事業の充実に努めつつ、関係市町村の住民に対象を広げ、広域利用の推進を図る。						
効果	<p>【具体的な事業】 形成協定に基づき取り組む具体的事業について、関係市町村、内容、効果、役割分担、事業計画、事業費等について記載したもの。</p>						
関係市町村の役割分担							
事業計画							
事業費 (千円)							
活用を想定する補助制度等	青森県保育対策等促進事業費補助金						
特記事項	※ 事業費は、現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。						

【取組の成果】

重要業績
評価指標
(KPI)

【取組の成果】

取組の成果を図るため、基準となる重要業績評価指標（KPI）を定め、取組期間（5年間）における目標値を記載したもの。